

地域包括支援センター創設の意義と役割

- 保険者機能を”地域ケアマネジメント”の側から発揮
 - 包括的支援事業の三つの機能
 - 総合相談 包括的介護予防マネジメント 継続的包括的ケアマネジメント
 - 社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーの専門職協働
 - 地域包括支援センターの配置の考え方
 - 業務量分析が重要
 - 運営協議会の意義
 - 新しい組織の意味づけが必要
 - 地域が支える地域ケアマネジメント機能
 - 在宅介護支援センターとの切り分け
 - 在宅介護支援センターの歴史期意義とその役割の転換
 - 地域型在宅介護支援センターは法人の地域支援部門となる
-

地域包括支援センター(仮称)の概要 (平成16年9月14日 全国課長会議資料のポイント①)

〔機関の位置付け〕

- 責任主体＝市町村
- 様々な主体に対し事業委託を行うことも可能
- 法整備＝「機能」、「実施機関」のそれぞれを規定

〔対象とする圏域〕

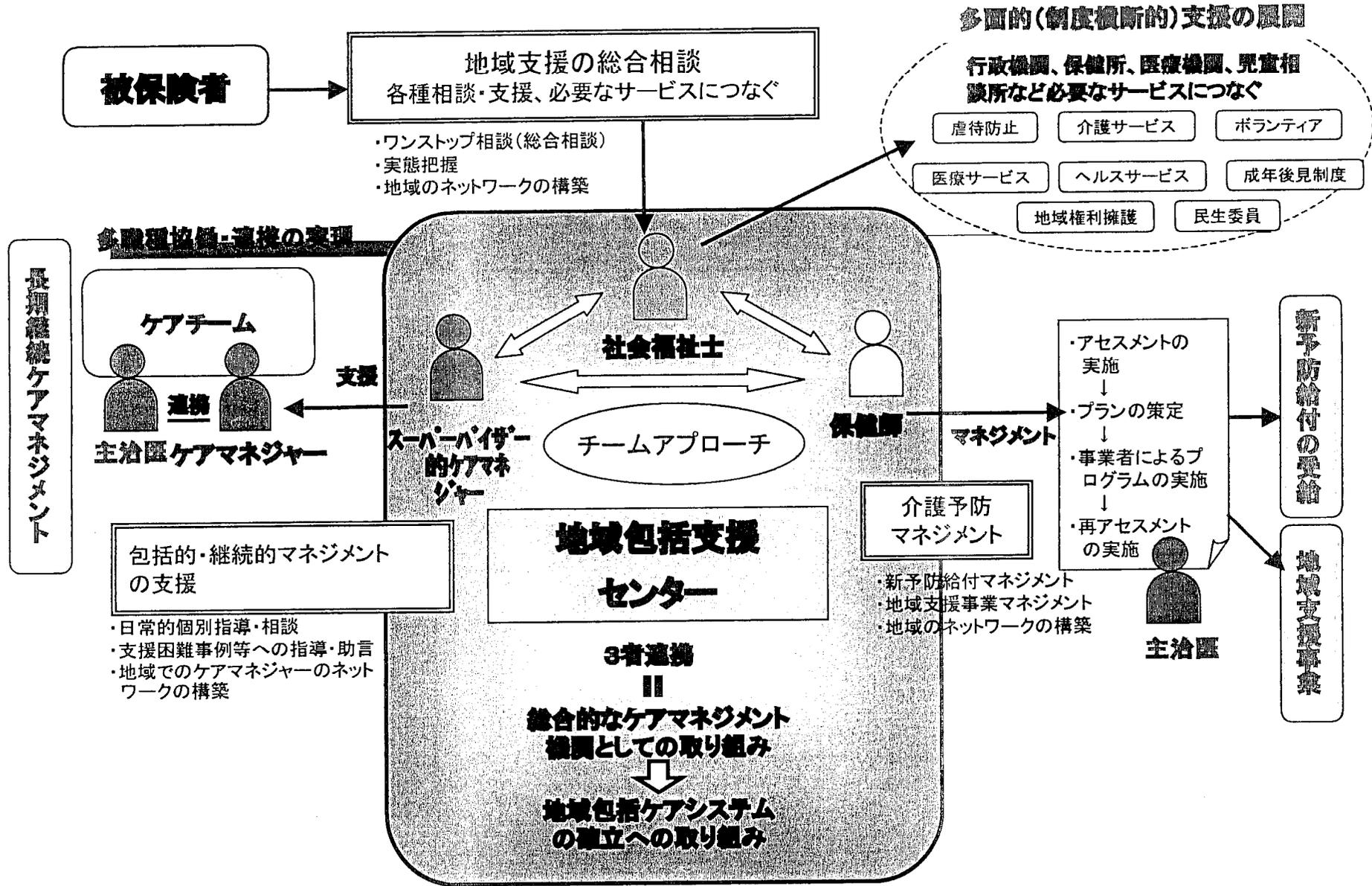
- 「生活圏域」
 - 設置にあたっての留意点
 - ・市町村毎に少なくとも1か所
 - ・複数のセンター設置＝相互の連携が必要不可欠
 - ・「ブランチ方式」
-

地域包括支援センター(仮称)の概要
(平成16年9月14日 全国課長会議資料のポイント②)

〔具備すべき「主たる3つの機能」と「配置すべき職種」〕

<p>総合的な相談窓口機能</p> <ul style="list-style-type: none">○初期相談対応○相談支援(専門機関に)○実態把握○権利擁護 等	<p>社会福祉士</p>
<p>介護予防マネジメント</p> <ul style="list-style-type: none">○介護予防プランの作成等の介護予防サービスの利用に要する業○介護予防サービスの一部実施(例、転倒骨折予防教室の開催等)等	<p>保健師</p>
<p>包括的・継続的なマネジメント(マネジメントの統括)</p> <ul style="list-style-type: none">○市町村、関係機関との調整○ケアマネジメント等のバックアップ 等	<p>スーパーバイザー的 ケアマネジャー</p>

具体的な業務のイメージ(案)



総合的な相談窓口機能(地域支援の総合相談)

○初期相談対応

○専門相談支援(専門的な相談対応機関(※)へのつなぎ) 等

- (※) ・医療機関(痴呆介護関係、リハビリテーション関係等)
- ・司法機関(高齢者虐待、権利擁護関係等)
- ・その他の機関(消費者保護、障害者関係等)

○実態把握

- ・効果的・効率的な実態把握手法の開発
- ・地域の高齢者及びその家族等に関する情報集約・情報管理
- ・集約、管理された情報の分析 等

○権利擁護

○虐待防止ネットワークの構築、成年後見 等

●社会福祉士を中心に対応。

介護予防マネジメント

○要介護状態となることの予防と要介護状態の悪化予防の 一
体的対応

- 地域支援事業マネジメント
- 新予防給付マネジメント

※具体的な組み立ては介護予防評価研究委員会で検討

◎保健師、主任ケアマネジャー(仮称)を中心に対応。

包括的・継続的マネジメント(マネジメントの統括)

○高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、主治医、ケアマネジャー など
多職種協働・多職種連携による長期継続ケアマネジメントの後方支援

- ・施設・在宅連携、多職種連携の実現のための支援
- ・ケアマネジャーの日常的個別指導・相談
- ・ケアマネジャーが抱える支援困難事例等への指導・助言等

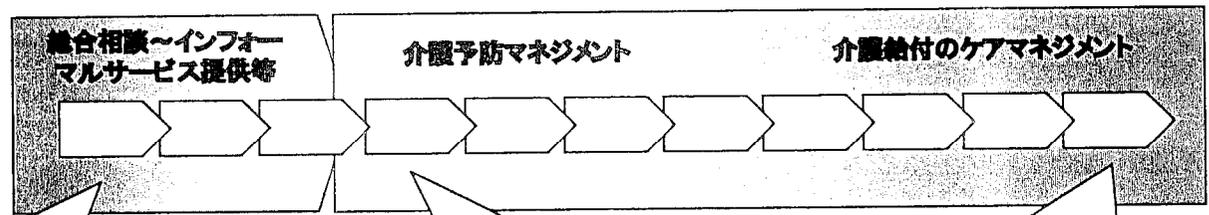
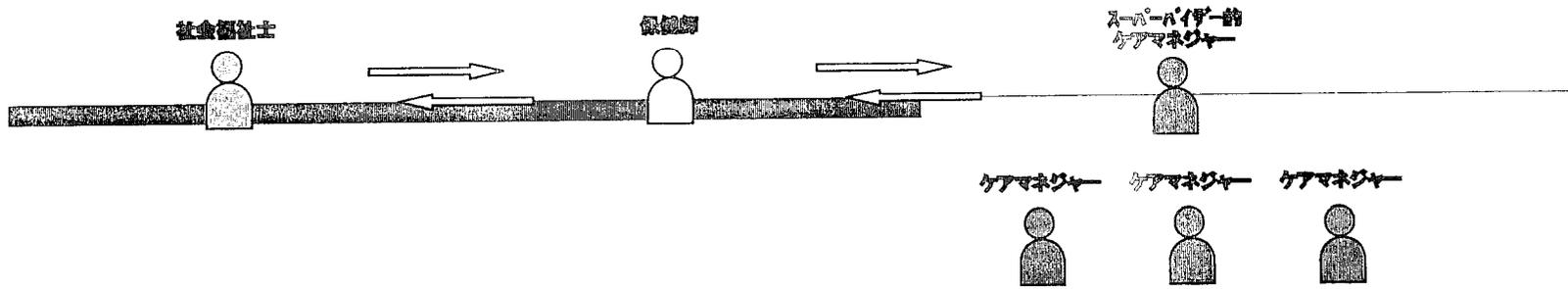
○地域包括ケアシステム確立への取組

- ・地域住民・専門機関での地域ネットワークの形成 等

◎主任ケアマネジャー(仮称)を中心に対応。

地域包括支援センターにおけるケース対応の考え方(一例)

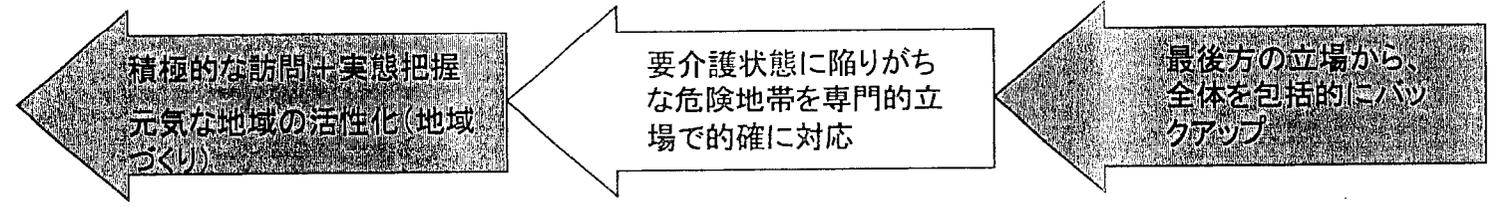
継続的なケースマネジメント



ケースをつないだ後も、実態把握や、地域の社会資源を活用した「自立支援」のための取り組みなど。継続的な支援が必要。

～検討中～

～検討中～



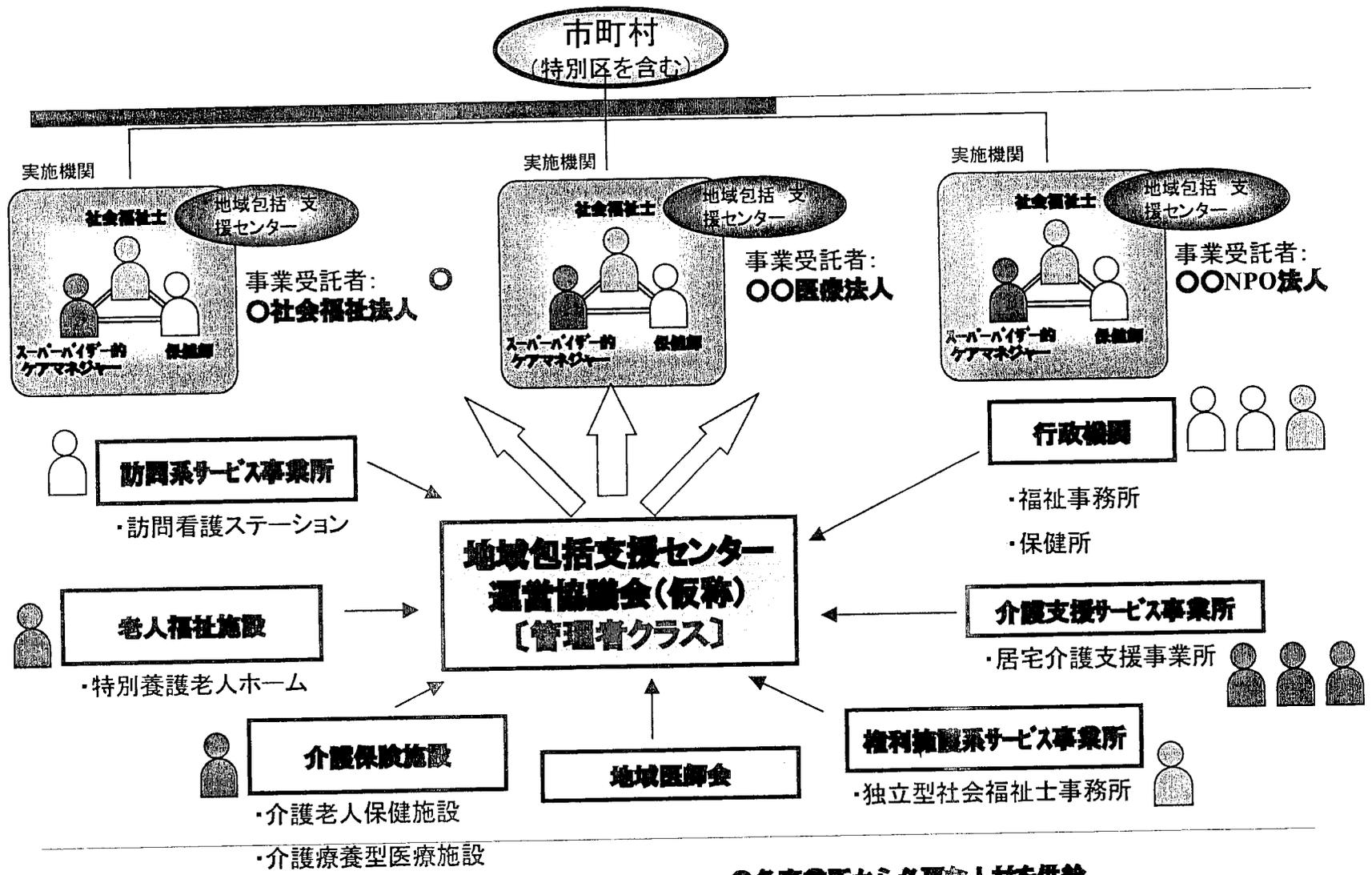
チームアプローチでの総合的なマネジメント

市町村の責務(地域包括支援センターに関すること)(案)

- 市町村は、地域包括支援センターの**責任主体**。
- 地域包括支援センターを中核機関として、地域における総合的なマネジメントシステムを構築していくためのバックアップが必要。
- 具体的に行う内容(案)は、
 - 運用支援(後方支援、連携体制の支援等)**
 - ・複数の地域包括支援センター間、地域のお他職種や他機関との連携支援
 - ・地域包括支援センター業務に必要な情報の提供 等
 - 人事管理**
 - ・職員の選定への関与
 - ・地域単位でのマネジメント職のキャリアアップシステムの構築・運営
 - ・センター職員の資質向上に関する取り組み 等
 - 業務管理**
 - ・事業計画の策定や計画を踏まえた事業の評価 等
 - 財政管理** 等

地域包括支援センター運営協議会(仮称)のイメージ(1)(案)

～職員支援体制(職員ローテーションシステム)の構築～



- 各事業所から必要な人材を供給。
- 2年程度の間でその地域の事業所が持ち回りで派遣。

地域包括支援センター運営協議会(仮称)のイメージ(2)(案)

～地域における多職種・多機関のネットワーク体制の構築支援～

